

## 通所介護サービス利用重要事項説明書

医療法人社団 明寿会 あっとほ〜む米島デイサービスセンターのご利用に際し、介護保険法に関する厚生労働省令40号5条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

### 1. 通所介護事業者の概要

法人名称 : 医療法人社団 明寿会  
代表者名 : 理事長 坪田聡  
所在地 : 高岡市太田桜谷 23-1  
連絡先 : 電話 0766-44-8060 FAX 0766-44-8062

### 2. 事業所の概要

#### 1) 事業所名称および事業所番号

事業所名 : あっとほ〜む米島デイサービスセンター  
サービス種別 : 地域密着型通所介護  
開設年月日 : 平成 25 年 12 月 1 日  
所在地 : 高岡市米島 328-1  
連絡先 : 電話 0766-25-7760 FAX 0766-25-7767  
事業所番号 : 1 6 7 0 2 0 2 0 8 2 号  
管理者名 : 小澤武祐

#### 2) 利用定員

利用定員 : 18名

#### 3) 事業所の目的

通所介護は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう必要な共用設備等をご利用いただき、通所介護サービスを提供します。

#### 4) 運営方針

利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。  
適格な介護技術をもって常に提供したサービスの質の管理、評価を行いその向上に努めます。

#### 5) 事業所の職員体制

	常勤	非常勤	備考
管理者	1	0	
生活相談員	2	1	
看護職員	0	2	機能訓練員との兼務
介護職員	3	0	
機能訓練員	0	2	看護職員との兼務

## 6) 事業の実施地域

高岡市

## 7) 営業日及び営業時間

ア) 営業日：月～土曜

(但し8月15、16日及び12月31日から1月3日までを除く)

イ) 営業時間：午前8:30から午後5:30まで

但し、送迎については、上記営業時間におけるサービス単位に対応した時間帯に実施する。

## 3. サービスの内容

### (1) 介護保険給付によるサービス

種類	内容
身体介護	・日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを実施します。
排泄	・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入浴	・ご利用日に、ご利用者またはご家族の希望に応じて入浴を行います。ただし利用者の身体の状態によっては清拭となる場合があります。 ・寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。
その他自立支援 (機能訓練)	・ご契約者の心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復または低下を防止するための援助を行うよう配慮します。
健康状態の確認	・当施設への来所時、脈拍、血圧、体温等全身の観察を行い、活動中も健康に留意していきます。

### (2) 介護保険給付以外のサービス

生活サービス	・当事業所では、施設での生活を実りあるものにするため、適宜レクリエーション行事を企画します。
食事	・利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ献立表を作成し、食事を提供します。 ・食事時間 昼食 12時00分～13時00分 * 食事は原則として食堂で食べていただきます。 * 糖尿病、腎臓病などで特別食をご利用の方は事前に申し出てください。 * 当日のキャンセル申出が午前10時を過ぎますと、昼食(食材料費等)の料金をいただきます。

## 4. 利用料金

別記に記載します。

## 5. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関に協力いただいております。利用者の状態が急変した場合等には、速やかな対応をお願いするようにしています。

- ・雨晴クリニック 高岡市太田桜谷 23-1 0766-44-8061
- ・高岡ふしき病院 高岡市伏木元町 8-5 0766-44-1181

## 6. 施設利用に当たっての留意事項

設備・備品の利用	事業所内の設備・器具は本来の用途に従ってご利用下さい。これに反してご利用し破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙・飲酒はできません。
宗教活動・政治活動等	事業所内で他の入所者に対する営利活動、宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
ペットの持ちこみ	事業所内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
持ち込み品	事業所側で管理しないものに関して、損傷、紛失等が発生した場合は、その責任を負いません。

## 7. 非常災害対策

非常時の対応	別途に定める「医療法人社団明寿会 あつとほ〜む米島消防計画」に則り対応を行います。			
消防設備	設備名称	有 無	設備名称	有 無
	スプリンクラー 非常階段 自動火災報知機 誘導灯	有 有 有 有	消火器 消火栓 防火扉	有 有 有
防火訓練	「あつとほ〜む米島消防計画」に則り年2回通報・初期消火・避難誘導訓練を実施します。			

## 8. 相談・苦情及び連絡

ア) 当事業所には、生活相談の専門員として生活相談員が勤務していますので、お気軽にご相談下さい。

イ) 要望や苦情などは、生活相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。カウンターに備え付けられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくことも出来ます。

当施設お客様相談窓口	窓口責任者	管理者 小澤武祐 生活相談員 大野紗矢香
	ご利用時間 ご利用方法	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0 電話 0766-25-7760 面接 当事業所1階事務所 苦情箱 カウンターに設置

苦情受付窓口	窓口責任者 事務長 山本大輔 医療法人社団明寿会 高岡市太田桜谷 23-1 FAX 0766-44-8062 E-Mail himi8@meijukai.com
--------	---

当施設以外でのご相談や苦情などについては下記の窓口があります。

高岡市高齢介護課	電話 0766-20-1365
富山県国民健康保険団体連合会	電話 076-431-9833
富山県福祉サービス運営適正化委員会	電話 076-432-3280

#### 9. 事故発生時の対応及び損害賠償

- ・ 当事業所は、通所介護サービスの提供にあたって病状の急変や事故が発生した場合、すみやかに利用者の主治医、当事業所の協力医療機関、緊急連絡先（家族など）、支援事業者、県・市町村に対して連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、発生した事故の原因を解明し、再発を防ぐ為の対策を講じることとします。
- ・ 前項の場合において、当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当事業所は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。
- ・ 利用者の責に帰すべき事由によって当事業所が損害を被った場合、利用者及び利用者代理人は、連帯して、当事業所に対してその損害を賠償するものとします。

#### 10. その他

当事業所についての詳細は、パンフレットを用意しておりますのでご請求下さい。

当事業所は、重要事項説明書に基づいて、通所介護サービス内容及び重要事項の説明をしました。

令和 年 月 日

事業者 医療法人社団 明寿会  
事業所名 あつとほ〜む米島デイサービスセンター  
管理者 小澤武祐

説明者 あつとほ〜む米島デイサービスセンター  
職名  
氏名

私は、重要事項説明書に基づいて、通所介護サービス内容及び重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所  
氏名 印

利用者代理人 住所  
氏名 印  
続柄

利用者代理人 住所  
氏名 印  
続柄

【緊急時の連絡先・1】(必ず記入お願いします。勤務先や携帯電話等)

・氏名	(続柄 )
・住所	
・電話番号	

【緊急時の連絡先・2】(必ず記入お願いします。勤務先や携帯電話等)

・氏名	(続柄 )
・住所	
・電話番号	

# あっとほ〜む米島デイサービスセンター

## 重要事項説明書別記

### 利用料金（令和6年4月1日改定）

#### 1 基本料金

- ① 利用料(介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度及び利用時間によって利用料が異なります。また、介護保険負担割合証の利用者負担の割合によって利用料が異なります。)

※以下は利用者負担割合が1割の方の自己負担分です。ただし、利用者負担割合が2割の方につきましては、下記料金の2倍の金額となります。

※なお、平成30年8月1日より利用者負担割合が3割の方についてはこの金額の3倍の金額となります。

#### 「3時間以上4時間未満」

・要介護1	416円
・要介護2	478円
・要介護3	540円
・要介護4	600円
・要介護5	663円

#### 「4時間以上5時間未満」

・要介護1	436円
・要介護2	501円
・要介護3	566円
・要介護4	629円
・要介護5	695円

#### 「5時間以上6時間未満」

・要介護1	657円
・要介護2	776円
・要介護3	896円
・要介護4	1,013円
・要介護5	1,134円

#### 「6時間以上7時間未満」

・要介護1	678円
・要介護2	801円
・要介護3	925円
・要介護4	1,049円
・要介護5	1,172円

#### 「7時間以上8時間未満」

・要介護1	753円
・要介護2	890円
・要介護3	1,032円
・要介護4	1,172円
・要介護5	1,312円

- |                           |      |
|---------------------------|------|
| ② 入浴介助加算Ⅰ                 | 40円  |
| ③ 入浴介助加算Ⅱ                 | 55円  |
| ④ 生活機能向上連携加算Ⅱ             | 200円 |
| ⑤ 若年性認知症受入加算              | 60円  |
| ⑥ 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ（6ヵ月に1回） | 20円  |

⑦ 同一建物減算		－ 9 4 円
⑧ 送迎減算（片道）		－ 4 7 円
⑨ 科学的介護推進体制加算		4 0 円
⑩ サービス提供体制強化加算Ⅲ		6 円
⑪ 介護職員処遇改善加算Ⅰ（令和6年5月まで）	所定単位数の	5.9%
⑫ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ（令和6年5月まで）	所定単位数の	1.0%
⑬ 介護職員等ベースアップ等支援加算（令和6年5月まで）	所定単位数の	1.1%
⑭ 介護職員等処遇改善加算Ⅱ（令和6年6月～）	所定単位数の	9.0%

## 2 その他の料金

- ① 食費(1食当りの食材料費及び調理費用等) 515円（非課税）  
 ② おやつ代（希望者） 100円（非課税）

（希望します・希望しません）

※原則として食堂でおとりいただきます。なお、通所介護サービス利用時間帯によっては、食事の提供が出来ない場合があります。

※当日のキャンセル申出が午前10時を過ぎますと、昼食（食材料費等）の料金をいただきます。

- ③ おむつ代 実費  
 ④ レクリエーション、趣味活動等について  
 ご契約者のご希望により、レクリエーション、趣味活動等に参加できます。  
 材料費等は実費徴収致します。  
 ⑤ 複写物の交付  
 ご契約者は、サービス提供の記録をいつでも閲覧できます。  
 複写物を必要とする場合には、A4サイズ1枚につき10円（税込）をご負担いただきます。  
 ⑥ 日常生活上必要となる諸費用実費  
 日常生活用品の購入代金等、ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものについてはその費用をご負担いただきます。

## 3 支払方法

- ・毎月15日頃までに、前月分の利用料等を利用料明細書により請求いたします。
- ・毎月27日にご利用者様の指定金融機関口座から引落させていただきます。入金確認後次月の請求書発送時に領収書を発行します。
- ・万一、引落が出来ない場合は月末までに（平日 9:00～17:00）窓口まで現金をご持参願います。また、2ヶ月支払いが滞った場合、利用中止となりますので、くれぐれもご注意願います。
- ・金融機関口座自動引落の手続きはご利用開始時に行ってください。